

# 第102期 中間決算公告

平成18年12月11日

前橋市本町二丁目12番6号

株式会社 東和銀行

代表取締役頭取 増田 熙 男

## 中間貸借対照表 (平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	24,789	預 金	1,669,506
コ ー ル ロ ー ン	33,163	コ ー ル マ ネ ー	1,179
買 入 金 銭 債 権	618	外 国 為 替	42
商 品 有 価 証 券	237	社 債	15,000
有 価 証 券	467,560	そ の 他 負 債	3,296
投 資 損 失 引 当 金	5	賞 与 引 当 金	447
貸 出 金	1,211,396	退 職 給 付 引 当 金	13,260
外 国 為 替	944	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,834
そ の 他 資 産	6,684	支 払 承 諾	9,865
有 形 固 定 資 産	27,365	負 債 の 部 合 計	1,716,431
無 形 固 定 資 産	786	( 純 資 産 の 部 )	
繰 延 税 金 資 産	13,041	資 本 金	35,565
支 払 承 諾 見 返	9,865	資 本 剰 余 金	14,516
貸 倒 引 当 金	19,486	資 本 準 備 金	14,516
		利 益 剰 余 金	5,140
		利 益 準 備 金	450
		そ の 他 利 益 剰 余 金	4,690
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,690
		自 己 株 式	83
		株 主 資 本 合 計	55,139
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,050
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,341
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,392
		純 資 産 の 部 合 計	60,532
資 産 の 部 合 計	1,776,964	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,776,964

## 中間貸借対照表の注記

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

3．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5．有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物           15年～50年

動 産           4年～10年

6．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

7．外貨建資産及び負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は30,290百万円であります。

9．投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

10．賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

11．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務           その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）に

よる定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理

12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、繰延ヘッジによる会計処理であります。

なお、一部の資産については金利スワップの特例処理を行っております。

14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

15. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額1,082百万円

16. 関係会社の株式(及び出資)総額81百万円

17. 有形固定資産の減価償却累計額 26,429百万円

18. 有形固定資産の圧縮記帳額 198 百万円

19. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,612百万円、延滞債権額は56,874百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,982百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

21. 破綻先債権額、延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は76,469百万円であります。

なお、19. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,997百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 2百万円

有価証券 5,959百万円

その他資産 2百万円

担保資産に対応する債務

預金 6,749百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券 166,155百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は733百万円であります。

24. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」

として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

25. 社債には、劣後特約付社債15,000百万円が含まれております。

26. 1株当たりの純資産額 250円83銭

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	108,658	107,039	1,619
地方債	21,773	21,680	93
社債	4,542	4,517	25
合計	134,975	133,237	1,738

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(百万円)	中間貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	19,195	30,960	11,765
債券	299,791	291,408	8,383
国債	241,464	233,178	8,285
地方債	30,184	30,661	476
社債	24,499	24,166	332
その他	3,643	3,401	242
その他	689	705	16
合計	319,677	323,075	3,397

なお、上記の評価差額から繰延税金負債347百万円を差し引いた額3,050百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について650百万円、時価のない株式について834百万円、それぞれ減損処理しております。なお、有価証券の減損処理については、期末の時価が簿価に比べて50%以上下落した銘柄は全て減損処理、期末の時価が簿価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄は回復可能性なしと判断したものを減損処理、時価のないものは発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したものを減損処理しております。

28. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 非公募地方債	143
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式	81
その他有価証券	
非公募地方債	5,311
非上場事業債	1,000
非上場株式	2,866
出資証券	107

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、101,503百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが83,996百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	17,649百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	5,361
繰越欠損金	4,158
その他	<u>6,031</u>
繰延税金資産小計	33,201
評価性引当額	<u>19,812</u>
繰延税金資産合計	13,388
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>347</u>
繰延税金負債合計	347
繰延税金資産の純額	<u>13,041百万円</u>

31. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

(1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は60,532百万円であります。

(2)「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(5)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

32.銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、8.34%であります。

**中間損益計算書**（平成18年4月1日から  
平成18年9月30日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経 常 収 益	18,470
資 金 運 用 収 益	15,584
(うち貸出金利息)	( 13,482 )
(うち有価証券利息配当金)	( 1,925 )
役 務 取 引 等 収 益	2,455
そ の 他 業 務 収 益	103
そ の 他 経 常 収 益	327
経 常 費 用	19,831
資 金 調 達 費 用	742
(うち預金利息)	( 508 )
役 務 取 引 等 費 用	1,690
そ の 他 業 務 費 用	0
営 業 経 費	11,542
そ の 他 経 常 費 用	5,855
経 常 損 失	1,360
特 別 利 益	499
特 別 損 失	42
税 引 前 中 間 純 損 失	902
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	22
法 人 税 等 調 整 額	50
中 間 純 損 失	975

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．1株当たり中間純損失金額 4円4銭

3．「その他経常費用」には、貸出金償却2,349百万円、貸倒引当金繰入額2,631百万円及び株式等償却716百万円を含んでおります。

中間連結貸借対照表 (平成18年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	25,128	預 金	1,665,819
コールローン及び買入手形	33,163	コールマネー及び売渡手形	1,179
買入金銭債権	618	借 用 金	1,601
商品有価証券	237	外 国 為 替	42
有 価 証 券	468,002	社 債	15,000
貸 出 金	1,201,401	そ の 他 負 債	7,764
外 国 為 替	944	賞 与 引 当 金	481
そ の 他 資 産	10,293	退 職 給 付 引 当 金	13,364
有形固定資産	36,041	繰 延 税 金 負 債	125
無形固定資産	1,708	再評価に係る繰延税金負債	3,834
繰延税金資産	12,628	支 払 承 諾	9,865
支払承諾見返	9,865	負 債 の 部 合 計	1,719,078
貸倒引当金	20,258	(純資産の部)	
		資 本 金	35,565
		資 本 剰 余 金	14,516
		利 益 剰 余 金	4,795
		自 己 株 式	83
		株 主 資 本 合 計	54,795
		その他有価証券評価差額金	3,076
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,341
		評価・換算差額等合計	5,418
		少 数 株 主 持 分	483
		純 資 産 の 部 合 計	60,697
資 産 の 部 合 計	1,779,776	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,779,776

## 中間連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### (1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

東和ビジネス株式会社

東和オフィス株式会社

東和信用保証株式会社

東和カード株式会社

株式会社東和ユニベン

東和銀リース株式会社

非連結の子会社及び子法人

該当ありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間連結決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 6社

## 中間連結貸借対照表の注記

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

3．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5．当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

動 産 4年～10年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数

に基づき、主として定額法により償却しております。

- 6．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- 7．当行の外貨建資産・負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 8．当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 31,876 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

- 9．賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
- 10．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

- 11．当行及び連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転する

と認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12. 当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、繰延ヘッジによる会計処理であります。

なお、一部の資産については金利スワップの特例処理を行っています。

13. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

14. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 1,082 百万円

15. 有形固定資産の減価償却累計額 41,000 百万円

16. 有形固定資産の圧縮記帳額 198 百万円

17. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,719百万円、延滞債権額は57,466百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

18. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は12百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,290百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

20. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は76,489百万円であります。

なお、17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,997百万円であります。

22. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	82百万円
有価証券	5,959百万円
その他資産	284百万円

担保資産に対応する債務

預金	6,749百万円
借入金	537百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券166,155百万円を差し入れております。

また、連結子会社の借入金の担保として、リース債権605百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち保証金は757百万円であります。

23. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

24. 社債には、劣後特約付社債15,000百万円が含まれています。

25. 1株当たりの純資産額 249円51銭

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	108,678	107,059	1,619
地方債	21,773	21,680	93
社債	4,542	4,517	25
合計	134,995	133,257	1,737

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	19,328	31,452	12,124
債券	299,791	291,408	8,383
国債	241,464	233,178	8,285
地方債	30,184	30,661	476
社債	24,499	24,166	332
その他	3,643	3,401	242

その他	689	705	16
合計	319,809	323,566	3,756

なお、上記の評価差額から繰延税金負債494百万円を差し引いた額3,262百万円のうち少数株主持分相当額186百万円を控除した額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について650百万円、時価のない株式について850百万円、それぞれ減損処理しております。なお、有価証券の減損処理については、中間連結会計期間末の時価が簿価に比べて50%以上下落した銘柄は全て減損処理、中間連結会計期間末の時価が簿価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄は回復可能性なしと判断したものを減損処理、時価のないものは発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したものを減損処理しています。

27. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券 非公募地方債	143
その他有価証券	
非公募地方債	5,311
非上場事業債	1,000
非上場株式	2,878
出資証券	107

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、109,201百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが83,996百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示

を変更しております。

- (1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は60,213百万円であります。

- (2)「株式等評価差額金」は、「其他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (3)負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (4)「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」または「其他資産」に区分して表示しております。
- (5)「其他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

30. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率（国内基準）は、8.31%であります。

## 中間連結損益計算書

( 平成18年4月 1日から  
平成18年9月30日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	21,260
資 金 運 用 収 益	15,629
( うち貸出金利息 )	( 13,524 )
( うち有価証券利息配当金 )	( 1,929 )
役 務 取 引 等 収 益	2,820
そ の 他 業 務 収 益	104
そ の 他 経 常 収 益	<u>2,705</u>
経 常 費 用	22,555
資 金 調 達 費 用	760
( うち預金利息 )	( 507 )
役 務 取 引 等 費 用	1,615
そ の 他 業 務 費 用	0
営 業 経 費	11,780
そ の 他 経 常 費 用	<u>8,400</u>
経 常 損 失	1,295
特 別 利 益	516
特 別 損 失	42
税金等調整前中間純損失	<u>820</u>
法人税、住民税及び事業税	47
法人税等調整額	18
少数株主利益	30
中 間 純 損 失	<u>881</u>

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純損失金額 3円65銭

3. 「その他経常費用」には、貸出金償却2,360百万円、貸倒引当金繰入額3,122百万円及び株式等償却716百万円を含んでおります。